○社会福祉法人栄村社会福祉協議会定款施行細則

令和元年６月25日細則第１号

社会福祉法人栄村社会福祉協議会定款施行細則

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　評議員の選任・解任（第２条－第６条）
第３章　評議員会（第７条－第12条）
第４章　役員の選任・解任（第13条－第17条）
第５章　理事会（第18条－第24条）
第６章　事務の専決（第25条－第26条）
第７章　監事（第27条）
第８章　細則の変更（第28条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人栄村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第47条の規定に基づき、本会の運営について必要な事項を定めるものとする。

第２章　評議員の選任・解任

（選任手続き）

第２条　会長は、評議員選任候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

２　前項の確認を行った後、評議員選任候補者について理事会において決議のうえ、評議員選任・解任委員会に推薦する。

３　評議員選任・解任委員会にいて選任された評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

４　会長は、就任承諾書の提出を受けた後に、評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

（中途退任）

第３条　評議員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

（解任手続き）

第４条　理事会は、評議員の内に不適任と判断する者があるときは、その理由を付し評議員選任・解任委員会に解任の提案を行う。

２　評議員選任・解任委員会は、提案された評議員について審議し、解任の可否について決議する。

（欠員の補充）

第５条　評議員の欠員補充については、第２条の規定を準用する。

（評議員名簿）

第６条　会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第３章　評議員会

（報告事項）

第７条　評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

⑴　監事の監査結果

⑵　監督官庁が実施した監査又は調査等の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

⑶　その他評議員から報告を求められた事項

（評議員会の招集）

第８条　会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって召集日７日前までに各評議員に通知するものとする。

２　前項の書面には、提案議案及び報告案件を記載するものとする。

３　会長は、評議員開催日の前々日までに提出案件及び報告案件を各評議員に送付するものとする。

（評議員会の議長）

第９条　評議員会の議長（以下この章において「議長」という。）はその都度評議員の互選とする。

（関係者の出席）

第10条　議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第11条　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

２　議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

（欠席の評議員への報告）

第 12 条　会長は、欠席した評議員に対し、議事の概要及び議決結果を記録した書面を、評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第 4 章　役員の選任・解任

（選任手続き）

第 13 条　会長は、役員候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

2　前項の確認を行った後、役員候補者について評議員会において決議する。

3　評議員会において選任された役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

4　会長は、就任承諾書の提出を受けた後に、役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

（中途退任）

第 14 条　役員はやむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

（解任手続き）

第 15 条　理事会は、役員の内に定款第 24 条各号に該当すると判断する者があるときは、その理由を付し評議員会に解任の提案を行う。

2　評議員会は、提案された役員について審議し、解任の可否について決議する。

（欠員の補充）

第 16 条　役員の欠員補充については、第 13 条の規定を準用する。

（役員名簿）

第 17 条　会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しなければならない。

第 5 章　理事会

（決議事項）

第 18 条　理事会で決議する本会の業務は次のとおりとする。

⑴　事業計画及び収支予算に関すること。

⑵　予算外の新たな義務の負担又は権利放棄に関すること。

⑶　事業報告及び収支決算に関すること。

⑷　定款の変更に関すること。

⑸　基本財産の処分に関すること。

⑹　評議員候補者の推薦に関すること。

⑺　資金の借入に関すること。

⑻　本会の運営に関する規程等の制定及び改廃に関すること。

⑼　寄附金の募集に関すること。

⑽　合併、解散並びに解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関すること。

⑾　新たな事業の経営又は受託に関すること。

⑿　その他、本会の業務に関する重要事項に関すること。

（報告事項）

第 19 条　理事会に報告する本会の業務は次のとおりとする。

⑴　監事の監査報告

⑵　監督官庁が実施した監査又は調査等の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

⑶　本会定款第 27 条の規定により会長が専決した事項

⑷　その他役員から報告を求められた事項

（理事会の招集）

第 20 条　会長は、理事会を開催しようとするときは、書面をもって召集日 7 日前までに各理事に通知するものとする。

２　前項の書面には、提出議案及び報告案件を記載するものとする。

３　会長は、理事会開催日の前々日までに提出議案及び報告案件を各理事に送付するものとする。

（理事会の議長）

第 21 条　理事会の議長（以下この章において「議長」という。）は、その都度理事の互選とする。

（関係者の出席）

第 22 条　議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第 23 条　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

２　議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

（欠席の理事への報告）

第 24 条　会長は、欠席した理事に対し、議事の概要及び決議結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第 6 章　事務の専決

（専決事項）

第 25 条　定款第 27 条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、

別表に掲げるものとする。

（専決の報告）

第26条　会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第7章　監事

（監査の実施）

第27条　本会定款第38条第1項に規定する監事の決算監査は、会長が同項に規定する書類を作成後、速やかに実施するものとする。

2　監事は前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3　監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

第8章　細則の変更

（変更等）

第28条　この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得て、評議員会の決議を得なければならない。

附　則

この細則は、公布の日から施行する。

別表（第２５条関係）

業務の種類	業務の範囲
1　規程等の制定、改廃に関すること	各種規程、要領等の制定、改廃に関するもので軽微なもの。
2　職員の給与に関すること	重要、異例に関するものを除く
3　職員の労務管理、福利厚生に関すること	日常的事項
4　債権の放棄又は効力の変更に関すること	債権の放棄、効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
5　設備資金の借入に係る契約に関すること	予算の範囲内に限る。
6　契約に関すること	売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が３００万円を超えないもの。ただし、予算の範囲内で緊急を要し理事会を開催する時間的余裕がない場合は、この限りでない。
7　固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること	取得及び改良のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。
8　不用物品等の売却又は廃棄に関すること	損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
9　予備費の支出に関すること	予算に計上されたもの。
10 寄附の受入れに関すること	寄附金の募集に関することを除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。

履　　歴　　書

年　　月　　日　現在

ふりがな	男・女
氏名	

生年月日 昭和 平成　　年　　月　　日	本籍 都・道 府・県

現住所　〒

TEL　　（　　）

年	月	最　終　学　歴
年	月	職　　歴
年	月	社 会 福 祉 事 業 活 動 歴
年	月	地域代表としての役職（現在就任しているものを記載すること）
年	月	法 人 役 員 に 関 す る 資 格

就　任　承　諾　書

年　　月　　日

社会福祉法人栄村社会福祉協議会
会長　　様

住　所
氏　名　　㊞

私は、社会福法人栄村社会福祉協議会の、　　年　月　日開催の　　年定時評議員会（　　年度第　回臨時評議員会、　　年度第　回評議員選任･解任委員会など）において（理事、監事、評議員）に選任されたので、その就任を承諾します。

【就任期間】

（　　年定時評議員会の終結の時、　　年　月　日、等）から

年定時評議員会の終結の時まで

委　　嘱　　状

様

社会福祉法人栄村社会福祉協議会の理事（監事・評議員）に委嘱します。

任期　　年　　月　　日から
　　年定時評議員会の終結の時まで

年　　月　　日

社会福祉法人栄村社会福祉協議会
会長　　印

辞　　任　　届

年　　月　　日

私は、このたび一身上の都合により、　　年　　月　　日をもって、社会福祉法人栄村社会福祉協議会の理事（監事・評議員）を辞任したくお届けいたします。

住　所

氏　名　　㊞

社会福祉法人栄村社会福祉協議会

会長　　様